



平成27年4月6日

各 位

会社名 未来工業株式会社  
代表者名 取締役社長 山田雅裕  
(コード番号 7931 名証第2部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 中島 靖  
(Tel. 0584 - 68 - 1200)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月6日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法により導入される「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定いたしました。したがって、平成27年6月17日開催予定の当社第50期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

監査・監督機能及びガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することにいたしました。

##### 2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日 程

定時株主総会開催日 (予定) 平成27年6月17日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第16条 (省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役は12名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>株主総会において</u>選任する。</p> <p>2. (省略) 3. (省略) (取締役の任期)</p> <p>第19条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第16条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会<u>並びに監査等委員会</u> (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は9名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第19条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

第 20 条～第 21 条 (省略)

(取締役会の招集通知)

第 22 条 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し、発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条 (省略)

(新設)

(取締役会規程)

第 24 条 (省略)

(取締役の報酬等)

第 25 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

(新設)

(新設)

第 20 条～第 21 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 22 条 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条 (現行どおり)

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 25 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 26 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 28 条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)



<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条～第 38 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第 30 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 第 50 期定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する損害賠償を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条の定めに従い、当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---

以 上